長崎県立大学大学院地域創生研究科学位審査細則

令和2年7月1日 細則第24号

改正 令和4年3月23日細則第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎県立大学学位規程(平成20年規程第74号。以下「学位規程」という。) 第6条第2項の規定に基づき、長崎県立大学大学院地域創生研究科(以下「本研究科」という。) における学位論文の審査の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 修士課程修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第2条 学位規程第3条第2項の規定による課程修了の認定のために学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む。以下「論文」という。)の審査を受けようとする者(以下「修士課程修了予定者」という。)は、修士課程に1年以上在学し、本研究科履修規程(令和元年規程第2号)第2条に規定する単位(以下「所定の単位」という。)を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

(論文提出の時期)

- 第3条 論文は、在学中に提出するものとし、その提出の時期は、修士課程修了年次の指定した期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、長崎県立大学大学院学則(平成20年規則第2号。以下「大学院学則」 という。)第37条第1項の規定により課程修了の認定を受けるため論文を提出しようとする者の 論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

- 第4条 修士課程修了予定者は、次に掲げる書類を学長に提出するものとする。
 - (1) 学位論文審査願(様式第1号) 1部
 - (2) 論文 3部
 - (3) 論文内容の要旨 3部
- 2 前項第2号の論文は、原則として和文又は英文によるものとし、修士課程修了予定者の単独著作とする。
- 3 第1項第3号の論文内容の要旨は、和文又は英文によるものとする。ただし、英文の場合にあっては、和文訳を添付しなければならない。

(学位審査委員)

- 第5条 学位審査委員は、主査1人及び副査2人とする。ただし、必要があると認められるときは、 学位審査委員の数を増やすことができる。
 - 一部改正[令和4年細則第5号]

(論文の審査及び最終試験)

- 第6条 前条の規定により選出された学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験 を行い、その結果を論文審査の要旨及び最終試験の結果報告(様式第2号)により、専攻教授会 に報告しなければならない。
- 2 前項の最終試験は、論文を中心とし、日本語又は英語による口頭又は筆記により行うものとす

(審査結果の報告)

- 第7条 専攻教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了及び学位授与の可否について学長に 意見を述べるものとする。
- 2 専攻長は、前項の意見について、文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

- 第8条 学長は、前条の報告を受けた学生の課程修了を認定し、修士の学位を授与する。
- 2 学位の授与は、学位記を交付して行う。
 - 一部改正[令和4年細則第5号]
 - 第3章 博士後期課程修了認定に係る学位審査

追加[令和4年細則第5号]

(論文提出の資格)

- 第9条 学位規程第3条第3項の規定による課程修了の認定のために論文の審査を受けようとする者(以下「後期課程修了予定者」という。)は、次の条件を満たす者でなければならない。
 - (1) 修業年限2年以上を在学していること。ただし、修業年限の特例として、在学年限が短縮されることがある。
 - (2) 所定の単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けたものであること。
 - (3) 論文提出までに審査制度の確立された学術雑誌(国内外誌)に原著論文2編以上が掲載され 又は掲載が認められ、そのうち1編は筆頭著者であること。この場合において、投稿論文が掲載されることが決定しているものについては、それを証明するものを提出すること。

(論文提出の時期)

- 第10条 論文は、在学中に提出するものとし、その提出の時期は、博士後期課程第3年次の指定した期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1号ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

- 第11条 後期課程修了予定者は、次に掲げる書類を学長に提出するものとする。
 - (1) 学位論文審查願(様式第3号)1部
 - (2) 学位論文(仮製本) 5部
 - (3) 論文目録(様式第4号) 3部
 - (4) 論文の内容要旨(2,000字以内とし、日本語に限る。) 3部
 - (5) 参考論文等(必要がある場合提出) 3部
 - (6) 参考論文に共著者がいる場合にあっては、同意承諾書 2部
 - (7) 履歷書(様式第5号) 1部
- 2 前項第2号の論文は、原則として和文又は英文によるものとし、後期課程修了予定者の単独著作とする。
- 3 第1項第4号の論文の内容要旨には、審査用として必要部数を添付しなければならない。
- 4 第1項第5号の参考論文等は、論文に関係の深い基礎となる学術論文等とする。この場合において、共著論文であるときは共著者の承諾書を、参考論文が印刷中であるときは掲載証明書等を添付するものとする。

(受理審査)

第12条 学長は、前条の規定により論文の提出があったときは、専攻教授会に論文の受理審査につ

いて、求めるものとする。

- 2 専攻教授会は、指導教員に説明を求めた上で、前項の論文を受理すべきか否かの審査を行うものとする。
- 3 前項の規定により受理審査を終了したときは、専攻長は、審査結果について学長に報告するものとする。

(学位審查委員会)

- 第13条 専攻教授会は、学位規程第5条第1項の求めに基づく論文の審査を行うため、後期課程修 了予定者ごとに学位審査委員会を置く。
- 2 前項の学位審査委員会は、主査1人及び副査3人以上で組織するものとし、専攻の専任教員から選定するものとする。
- 3 主査は、学位審査委員の互選によって選出する。ただし、審査の対象となる論文の主研究指導教員は、主査となることができない。
- 4 副査には、論文の主たる学問分野と異なる分野を専攻する専任教員を1人以上含めるものとする。
- 5 第2項の規定に関わらず、論文の内容に応じ専攻教授会が必要と認めるときは、学位審査委員 に他の大学院及び研究所等の教員等を副査として加えることができる。
- 6 主査は、学位審査委員会の開催日程を調整し、副査及び後期課程修了予定者へ周知する。
- 7 学位審査委員会は、所定の期日までに論文の審査を行い、その結果を論文審査の結果の要旨(様式第6号)により、専攻教授会に報告しなければならない。

(公開論文発表会)

- 第14条 専攻長は、後期課程修了予定者に専攻主催で行う公開の論文発表会(以下「公開論文発表会」という。)において発表を行わせるものとする。
- 2 公開論文発表会は、その学期の後期課程修了予定者全員について、別に定める日に実施する。
- 3 専攻長は、後期課程修了予定者ごとの主査と公開論文発表会日程を調整し、大学ホームページ で公開論文発表会の案内をするとともに日程を公表する。
- 4 前項に規定する公開論文発表会に関し必要な事項は、別に定める。

(論文の審査及び最終試験)

- 第15条 学位審査委員会は、所定の期日までに論文の最終試験を行い、その結果を最終試験の結果の要旨(様式第7号)により、専攻教授会に報告しなければならない。
- 2 前項の最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、日本語又は英語の口頭又は筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

- 第16条 専攻教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了及び学位授与の可否について学長に 意見を述べるものとする。
- 2 専攻長は、前項の意見について、文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

- 第17条 学長は、前条の報告を受けた学生の課程修了を認定し、博士の学位を授与する。
- 2 学位の授与は、学位記を交付して行う。

第4章 雑則

一部改正[令和4年細則第5号]

(補則)

第18条 この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年7月1から施行する。

附 則(令和4年3月23日細則第5号) この細則は、令和4年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

令和 年 月 日入学 長崎県立大学大学院 地域創生研究科 ○○専攻 ○○コース 氏名

学位論文審査願

私こと、長崎県立大学大学院地域創生研究科修士課程修了の認定をいただくため、長崎県立 大学学位規程に基づき関係書類を添え、次のとおり学位論文を提出しますので、審査くださる ようお願いします。

> 学位論文 3 部 論文内容の要旨 3 部

論文審査の要旨及び最終試験の結果報告

報告番号					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	氏 名
	位	審	査	委	員	主査 副査
76 1 25						副査
論文審査の	の要旨	Ī				
最終試験の	の結果	₹.				
ZK /IN II NOC	~ //H //	`				

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

令和 年 月 日入学 長崎県立大学大学院 地域創生研究科 地域創生専攻(博士後期課程)

○○分野

氏名

学位論文審査願

私こと、長崎県立大学大学院地域創生研究科博士後期課程修了の認定をいただくため、長崎県立大学学位規程に基づき関係書類を添え、次のとおり学位論文を提出しますので、審査くださるようお願いします。

学 位 論 文 (仮製本)5 部論 文 目 録3 部論文内容の要旨 (日本語に限る。)3 部履 歴 書1 部(参 考 論 文3 部) (必要がある場合提出)(同 意 承 諾 書2 部) (共著者がいる場合提出)

論 文 目 録

学位論文 1 題目 (英文名) 「 (和訳名) 「 参考論文一1 1 題 目 「 2 著者名 3 公表の方法及び時期 平成 年 月 雑誌 巻 初頁~終頁]
1 題 目 「2 著者名3 公表の方法及び時期	
	J
参考論文-2 1 題 目 「 2 著者名 3 公表の方法及び時期 平成 年 月 雑誌 巻 初頁~終頁	J
参考論文一3 1 題 目 「 2 著者名 3 公表の方法及び時期 平成 年 月 雑誌 巻 初頁~終頁	J

注)報告番号は、記入しないこと。

履歴書

							(令和	年	月	日作成)
ふり; 氏	がな 名							性	別	(男・	女)
生年月日 (学位授与予定日現在の年齢)									tota		
	平成	年	月	日	(力	彘)	本	籍		
現((〒 主 所	_)					Tel	1		
								E-mai	il		
連絡(鉱	·先 (〒 b務先)	_)					Tel			
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							E-mai	il		
	学	校	名		学部学科	4名		期	間	資	格
								年	月から	卒・修・	年退
学								年	月まで	卒見込 •	年在学
学 歴 (年	月から	卒・修・	年退
高								年	月まで	卒見込 •	年在学
校								年	月から	卒・修・	年退
高校卒業後)								年	月まで		年在学
後								年	月から	卒・修・	年退
								年	月まで		年在学
								年	月から		年退
					T	/17		年	月まで	卒見込 ·	年在学
	4	名 称(種別)		番号	得		日		取 扱 機	関
						年	月	日			
					No.						
資						年	月	日			
格					No.						
免						年	月	日			
					No.						
許					No	年	月	日			
					No.	圧		⊢			
						年	月	日			
					No.						

(氏 名)

在	職期	間	勤務先名称・住所	職名 ・ 職務内容
年	月	日から	勤務先	
年	月	日まで	住所	
年	月	日から	勤務先	
年	月	日まで	住 所	
年	月	日から	勤務先	
年	月	日まで	住 所	
年	月	目から	勤務先	
年	月	日まで	住 所	
年	月	日から	勤務先	
年	月	日まで	住 所	
年	月	日から	勤務先	
年	月	日まで	住 所	
年	月	日から	勤務先	
年	月	日まで	住 所	

(記入上の注意)

- 1 本籍は都道府県名のみ記入してください。
- 2 連絡先は、現住所と同じ場合は記入不要です。
- 3 学歴欄は、高等学校から最終学歴まで、年次順に記入してください。
- 4 学歴は、在学中のものも記入してください。医師はインターン歴も記入してください。
- 5 資格免許欄には、学位(学士以上)も記入してください。
- 6 職歴欄には、研究に関係した履歴についても記入してください。

論人番金の結果の要旨							
報告番号	氏 名						
学 位 審 査 委 員	主查 副查 副查						
論文審査の結果の要旨							
I and the second							

最終試験の結果の要旨

I		4人/	に民族の相木の安日
報告番号			氏 名
学位	立 審 査	委 員	主査 副査 副査 副査
最終試験の総	結果の要旨		